

(平成30年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 1 号

生活保護費の引き下げ中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	宮 内 一 夫
〃	〃	藤 崎 ちさこ
〃	〃	立 崎 誠 一
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	入 沢 俊 行
〃	〃	谷 岡 隆

生活保護費の引き下げ中止を求める意見書

厚生労働省が平成２９年１２月に発表した「生活保護基準の見直し」では、食費や衣服費、光熱費などの日常生活費に充てる「生活扶助」が最大５％引き下げられ、生活保護利用世帯の約７割の世帯で受給額が減額される。

また、ひとり親家庭に支給される「母子加算」は２０億円も減額され、子ども１人の場合、年間で平均約４８，０００円の引き下げが予定されており、生活保護利用者からは「これ以上減額されたら、人間らしい暮らしはできなくなる」、「育ち盛りの子どもがいるのに、これ以上どうすればいいのか」との不安の声が上がっている。

既に、平成２５年から２７年にかけて「生活扶助」が減額され、平均６．５％、最大１０％も引き下げられており、今回さらに減額することになれば、憲法第２５条「健康で文化的な最低限度の生活」が保障できるのか問われることになる。

厚生労働省が引き下げの根拠としているのは、生活保護制度を利用していない「低所得層の消費実態との比較」とされている。低所得世帯に合わせて生活保護基準を引き下げていくことは、格差と貧困をさらに拡大し深刻にするだけである。また、生活保護基準の引き下げは生活保護利用者だけの問題ではなく、就学援助や住民税等の非課税基準、介護保険の減免基準など各種制度の基準になっている。最低賃金や年金などにも影響を与えることにもなり、国民全体の所得の低下につながる問題である。

よって、本市議会は政府に対し、生活保護費の引き下げ中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 2 号

憲法を国政に生かすよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	宮 内 一 夫
〃	〃	央 重 則
〃	〃	佐 野 正 人

憲法を国政に生かすよう求める意見書

日本国憲法が公布され70年が経過した。現行憲法は、民主主義・立憲主義に基づき「国民主権」、「基本的人権」、「平和主義」が貫かれた、世界的にもすぐれた憲法であることを多くの国民は認識している。昨年12月に日本世論調査会が行った、憲法に関する世論調査において、「改憲の国会論議は急ぐ必要はない」が67.2%との結果にも明確にあらわれているところである。

今、日本の現状は、貧困と格差の広がりが放置できないまでに深刻化している。至るところで、長時間労働、過労死、ワーキングプア、親の医療・介護に苦しみ、「非正規雇用で給料が安く、いつ雇いどめになるか不安」、「進学を諦めた」、「親の介護で会社をやめるしかない」など、痛切な声が上がっている。

これら苦難の解決には、憲法第25条の「国民の生存権」、「健康で文化的な生活を営む権利」を最大限に尊重した、国の政策としての「社会福祉、社会保障の向上」が必要とされているのである。

「すべて国民は個人として尊重され」（第13条）、「すべて国民は法の下に平等」（第14条）として、誰もが差別されずに支援を受けられるとした現行憲法の理念に基づいて施策を実行すべきである。

よって、本市議会は政府に対し、憲法を国政に生かすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。